

平成18年5月8日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子
12 番	岩 吉	泰 彦

13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番		
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

9 番	森 田	峰 敏
-----	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御 門		敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育 委 員 長		藤	家	恒	善
教 育 長		小 野	原	利	幸
教 育 次 長 兼 庶 務 課 長		中	橋	孝 司	郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 5 月 8 日（月）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 4 議案第28号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第29号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第30号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の選挙

午前10時 1 分 開会

○議長（小池幸照君）

おはようございます。全員おそろいのようにございますので、開会に先立ちまして、職員
の紹介をお願いいたします。

去る 4 月 1 日付の人事異動によりまして、課長級の異動があっておりますので、鹿島市議
会先例申し合わせに従い、出村助役から紹介をお願いします。

○助役（出村素明君）

それでは、開会に先立ちまして、去る 4 月 1 日付で職員の人事異動の発令があつておりま
すので、私の方から紹介をさせていただきます。

皆様の方から見て左手、手前の方から同和対策課長、関正和でございます。（「関でござ
います。よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

次に、保険健康課長、岩田輝寛でございます。（「岩田です。よろしくお願いします」と
呼ぶ者あり）

都市建設課長、田中敏男でございます。（「田中です。よろしくお願いします」と呼ぶ者
あり）

環境下水道課長、亀井初男でございます。（「亀井です。よろしく願いいたします」と
呼ぶ者あり）

生涯学習課長、中川宏でございます。（「中川です。よろしくどうぞお願いします」と呼
ぶ者あり）

水道課長、藤家敏昭でございます。（「藤家です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

会計課長、山田次郎でございます。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

監査委員事務局長、森久幸でございます。（「森です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

次に、杵藤地区広域市町村圏事務局次長、中村博之でございます。（「中村です。いろいろお世話になりました。今後ともよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

同じく広域圏消防次長、井手譲二でございます。（「井手です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

同じく介護保険事業所総務管理課長、谷口秀男でございます。（「谷口です。よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

次に、鹿島・藤津地区衛生施設組合事務局長、井手清治でございます。（「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり）

以上、職員の紹介を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

午前10時4分 開議

○議長（小池幸照君）

ただいまから平成18年鹿島市議会5月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に10番北原慎也君、11番寺山富子君、12番岩吉泰彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の５月臨時会に市長から議案３件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成17年度に係る平成17年度１月分、２月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る３月の定例会において可決しました意見書第１号 公共サービスの安易な民間開放は行なわず、充実を求める意見書及び意見書第２号 最低賃金の改善を求める意見書は、３月24日付で関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第３ 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第３．議案の一括上程であります。

議案第28号から議案第30号までの３議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

本日、ここに平成18年５月市議会臨時会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分の承認３件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第28号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る３月末に地方税法等の一部を改正する法律が可決・成立し、４月１日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の主な内容といたしましては、市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の引き下げ、土地の固定資産税の負担調整措置の改正でございます。

次に、議案第29号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、去る３月末に地方税法等の一部を改正する法律が可決・成立し、４月１日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の主な内容としましては、国保税のうち介護納付金に係る課税限度額の引き上げと公的年金等控除額の見直しにより影響を受ける被保険者について、激変緩和措置として、平成18年度及び19年度に限り特例措置を設けるものでございます。

次に、議案第30号 専決処分事項（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第６号））の承

認について申し上げます。

地方自治法第179条の規定により 3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第6号）は、予算の総額に188,253千円を追加し、補正後の総額を11,546,275千円としたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などの主要一般財源及び県補助金、市債発行の確定額の計上を行っております。

これに伴い歳出では、各事業の財源調整を行うとともに、市債の計画的な償還のための財源として減債基金へ103,385千円を積み立て、また、後年度の公共施設の整備改修などの財政需要に備えるため、公共施設建設基金へ85,000千円の積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第28号から議案第30号までの3議案は、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号から議案第30号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第28号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第28号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

議案第28号 専決処分事項の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分をしたので、議会の承認を求めます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございます。

それでは、議案説明資料の1ページをお開きください。改正の要点のみ申し上げます。

第24条第2項、市民税の均等割非課税の限度額で、扶養者親族等がいる場合の加算額を176千円から168千円へ引き下げる改正でございします。

第31条、法人税法の改正に伴います条ずれ、項ずれの改正と、「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める用語の改正でございします。

2 ページをお開きください。

第51条、「一に」を「いずれかに」に改める用語の改正と「民法」の次に法律番号を加える改正でございます。

第61条、17年度改正により登録記念物、重要文化的景観を形成している一定の家屋の敷地については課税標準を2分の1とする措置が講じられましたが、住宅用地、小規模住宅用地に該当する土地については3分の1、6分の1の特例を優先するための改正と、「本項」を「この項」に改める用語の改正でございます。

附則第5条、市民税の所得割非課税の限度額で、扶養者親族等がいる場合の加算額を350千円から320千円へ引き下げる改正でございます。

改正前の附則第10条の2第2項、地方税法附則第16条第6項の削除に伴いまして削除する改正でございます。

改正前の附則第10条の2第3項は、法附則第16条第6項の削除に伴います項ずれと、前項の削除に伴う項番号の変更の改正でございます。

4 ページをお開きください。

改正前の附則第10条の2第4項は、法附則第16条第6項の削除に伴います項ずれと令附則の改正に伴います項ずれの改正でございます。

改正後の附則第10条の2第4項は、昭和57年1月1日現在に存しておりました住宅の耐震改修を行った場合、改修家屋に係る固定資産税を1戸当たり120平方メートル相当分まで最長3年間、2分の1に減額するという改正でございます。

附則第10条の3は、法附則第16条第6項の削除に伴います条、項の削除等の改正でございます。

5 ページでございますが、附則第11条、平成18年度から平成20年度までの土地の課税の負担調整についての用語の定義について追加したものと、法附則の改正に伴う項ずれ、号ずれの改正でございます。

附則第11条の2、土地の下落修正措置を平成19年度、平成20年度においても引き続き行う改正でございます。

ただいま申し上げました下落修正措置というのは、簡単に申し上げますと、通常は土地の評価額は3年ごとに見直すこととなっておりますけれども、評価がえ以外の年に地価の下落があった場合は評価額を見直す特例の措置でございます。これを引き続き19年度、20年度においても行うというふうな改正でございます。

附則第12条、これは5ページ、6ページ、7ページでございますが、宅地等の固定資産税について、今までの負担調整率による調整から前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする改正でございます。ただし、課税標準額が評価額の60%を上回るときは60%とし、評価額の20%を下回る場合は20%とするものでございます。

これにつきましては、13ページに添付している資料により簡単に御説明をさせていただきますので、13ページの資料をお開きください。

13ページの資料ですけれども、上と下それぞれありますけれども、まず上の方の負担調整措置の改正について【商業地等】ということでありまして、これと下の負担調整措置の改正について【住宅用地】というふうなことで二つに分けて図を示しております。これの上の商業地等ということで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず土地の評価ですけれども、土地の評価につきましては、地価のおおむね7割を評価額とするというふうな基準が平成6年度から改められております。それで、評価額の7割を課税標準額とするというふうなことでなっております。それで、上の図の平成15年から17年ということで書いてありますけれども、そのところに100%というふうなことで数字を示しておりますけれども、これが評価額というふうなことで見ていただければと思います。

それから、下に70ということに○に70と書いてありますけれども、これが課税標準額という線になります。

それで、平成6年度に評価額を見直しましたので、それまでの評価額からかなり評価額が上がっております。それで、それぞれに70%等を課税標準額とするということになれば、その時点で固定資産税の負担が急激に上昇するというふうなことで、それを激変緩和措置というふうなことでここに書いておりますように、前年度の課税標準額に1.15とか1.10とか1.075とかいう数字がありますけれども、これがいわゆる負担調整率ということになりますが、これに乗じて少しずつ税負担を、課税標準額を上げていって、最終的に70%にできるだけ近づけていくというふうなことで現在までできておりました。

ただ、こういうふうな措置をしていきますと、70%までに到達するまでにあと25年から30年ぐらいの長期にわたっての期間が必要というふうなことで、今回、右側の図のように改められたところであります。

それで、今回改められたものにつきまして御説明いたしますと、70%という課税標準額は変わりませんけれども、これまでの評価額の70%以上のところになる分については70%で打ちどめと。それから、60%から70%のところになる課税標準額については、そのままのところで据え置きと。そして、今回の措置で60%を超えるものについては、60%でまずは打ちどめというふうなことでなっております。

そういうことで、課税標準額をできるだけ早い機会にまず60%まで近づけるための措置というふうなことでお考えいただければと思います。

そして、一番下に20というふうなことでありますけれども、これについては、課税標準額が20%に満たないところについては、今回20%まで引き上げるというふうなことになります。

この20%に満たないところというのは、鹿島市ではほとんどないといったところです。

以上、簡単に御説明しましたがけれども、今商業地等で説明しましたがけれども、基本的に下の住宅用地につきましても同じですが、住宅用地と商業地等で大きく違うのは、ここの下に書いてあります小規模住宅用地の場合については、特例として評価額の6分の1を課税標準額とするというふうなことでございまして、それから、80%まで課税標準額が落ちているというふうなことになります。小規模住宅用地というのは、面積が200平米以下の住宅用地を小規模住宅用地と申します。それと、通常の住宅用地が200平米以上の場合ですね、一般の住宅用地の場合は200平米以上の部分については3分の1の特例が認められております。

以上で附則第12条の改正についての説明を終わります。

次に、改正前の附則第12条の2ですけれども、改正後の附則第12条の第6項に含まれたために削除する改正でございます。

附則第12条の3、地目変更等があった土地の課税について、簡易な計算によらないで計算することの期間を延長する改正でございます。

この簡易な計算の方法というのは、例えば、農地から宅地へ転用した場合、その宅地の評価をその地域の平均の評価額でぼんと持ってくるというふうな措置を言うわけですが、これをしないで今までの平成6年度からの積み上げをずうっとしてきた評価のやり方でやっていくというふうなものであります。

8ページをお開きください。

附則第13条、農地に係る固定資産税の特例を延長し、課税標準の特例があるものについては、特例率を乗じた額に負担調整率を乗じて得た額を課税標準とする改正でございます。

ちなみにこれは当市には該当はありません。

附則第13条の2、土地の下落対応据置措置が廃止されたことによる削除の改正でございます。

この下落対応据置措置と申しますのは、先ほどの資料の13ページの方で御説明いたしますと、商業地等の場合の課税標準額が45%から60%の、左側の図ですけれども、これまで45%から60%の土地については、地価の下落率が15%以上あった場合は負担調整率を適用せず、そのまま据え置きとするというふうな特例措置であったわけですが、今回の見直しによりまして、これは廃止されるというふうなことになります。

附則第14条、改正前の附則第12条の2が附則第12条に含まれ、削除されたことによる改正でございます。

附則第15条の2、附則第12条及び附則第12条の2の改正に伴う引用上の改正、期間の延長、法附則の改正に伴う引用条、項ずれの改正でございます。

附則第20条の4、投資事業組合等については、外国の組合の場合、外国において団体課税を選択している場合は、日本に居住するその構成員についても免税等の条約の特典が適用されるために課税されなかったが、日本居住の構成員に対しては、本来課税すべき税額につい

て別途課税を行う規定の整備でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今回の改正というのは、ここに説明でもありましたように、上部からの改正ということでこういう形で来たわけですが、第24条の2項では176千円を168千円にというようなこと、さらには附則第5条の1項では350千円を320千円と、そういうふうに改めるというようなことになっているわけですが、まずお尋ねをしたいのは、この条例改正に伴う個人市民税の影響がどのように出てきているのかですね。まずは均等割額で該当者が何名なのか、それから所得割額で該当者が何名なのか、まずお知らせください。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

均等割で9名、これは17年度ベースで申し上げますと、9名の方になります。それと、所得割で四十五、六名というところであります。金額もよろしいですかね。（発言する者あり）均等割が約30千円、所得割で約200千円というふうに予想をいたしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまお答えいただきましたが、数字だけ見ればそんなに大きなものではないというのはわかりますが、しかし、それにしても一番大事な部分というんですかね、大変な部分が変わっていくと思います。

そういう面でもう1点お尋ねをしたいのは、前回の議会やったですかね、国保税なんかの見直しがありましたね。その影響額でどれくらいの増税になったのか。国保税の改正がありましたでしょう。その分で大体どれくらいの影響額があると見られていますかね。——わかりませんか。調べてきたらよかったんですが、私も調べてきませんでしたので、じゃあいいです。あとその辺はよろございます。

全体的に先ほどお示しになったように、この問題だけでは数字的には小さいと思いますが、しかし、やはり今いろんな問題で負担増というのは非常にふえてきていますね。特に税の控除が廃止になるとか、いろんな面で市民の負担増というのがふえてきているわけですが、大体そういうもろもろの、例えば老人控除の廃止だとか、いろんなのが出てきておりますが、全体的にそういう廃止だとか、それから今回のような改正での限度額の引き下げとかによっ

て18年度への税の影響というのが総体的にどれくらい数字的にあらわれてくるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

今議員御指摘の老年者控除の廃止とか、それから65歳以上の1,250千円未満の非課税の廃止とか、もろもろでトータルですけれども、定率減税の見直しとか、そういうものを含めてですかね。18年度の影響額として我々で見込んでいるのが、市民税、県民税合わせて大体1億円程度というふうに見ております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、最後にもう1点お尋ねします。

今回の税改正に伴って、均等割額で非課税世帯が何世帯で所得割の分で非課税世帯が何世帯なのか、お尋ねをします。

先ほど言われたのは影響される分でふえて、今まで非課税だったのがその分少なくなっていくわけですが、全体的にわかりますか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

済みません。そのデータについては今現在持ち合わせておりませんので、申しわけありませんけれども、後で提出させていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

議案第28号関係で、私は反対であります。

先ほどからありましたように、第24条第2項の中では176千円の加算を168千円と改められると。さらに附則第5条第1項では350千円を320千円に改めるというような、そういう問題

であります。ただいまの質問の答弁の中で個人市民税の影響ということで、均等割額で9名、それから所得割額で17名ということで、数字的にはそんなに大きいものではないと思いますが、これまでこれだけでなく、ほかの税関係についても控除が減らされるとか、いろんな形で市民の負担というのが非常に多くなっております。

先ほどありましたように、もろもろの総計で18年度で約1億円の影響ということは、この分、結局市民に負担増が来るということになると私は思います。

今回の条例改正は、国の条例改正に沿ったものであるということはわかりますが、ただ、今の国のあり方というのは、やっぱり私たちはよく見ていかなくてはいけないんじゃないかと思います。国は法人税の減税などには全く手をつけないというような状況、それから、勤労者への増税を押しつけるというような、そういう状況が続いていると思います。

こういう中で市民の不公平感、または所得の格差に対する不満、それが非常に広がってきているというようなのが明らかなだと思います。私はこういう問題が奥にあるということを指摘して、今回の案には反対の態度をとりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第28号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第29号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第29号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案書の12ページから17ページをごらんいただきたいと思います。

議案第29号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、平成18年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によりまして、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしております。平成18年4月1日から施行いたしておりますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づきま

して、議会に御報告をし、御承認をお願いするというものでございます。

初めに、今回の改正理由の3点を申し上げます。

まず1点目ですが、現在の国民健康保険税は国民健康保険に係る税額と介護納付金に係る税額で構成をされておりますが、平成18年政令第121号地方税法施行令等の一部を改正する政令によりまして、介護納付金課税額の最高税額がこれまでの80千円から90千円に改正をされ、本年4月1日から施行されております。

2点目が平成16年法律第14号、所得税法等の一部を改正する法律により、17年の年金等に係る所得算出から公的年金等控除額が引き下げられております。これによりまして、保険税の所得割の算定の対象となる所得金額が大きくなり、結果として国保税の負担が増加をするということになってまいります。そのため、負担が増加する被保険者について、急激な負担増を緩和し、段階的に本来負担すべき保険税に移行できるように平成18年度と平成19年度の2カ年間、軽減措置を講じるということ、それから、3点目が租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法等の特例に関する法律において、条約利子等に係る分離課税及び条約配当等に係る分離課税が新たに国保税の課税対象所得及び軽減率判定基準所得として規定されたこと、以上の3点の理由によりまして、保険税の条例の一部改正を行っております。

それでは、改正条例の御説明を議案説明資料の14ページから18ページに新旧対照表ということで掲げておりますので、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

まず、14ページですけれども、新の方から御説明をいたします。

第2条第3項の後段の部分、アンダーラインの分ですね、旧の方では「8万円」という表現がございます。これを「9万円」に改めております。

それから、第13条の一番最後の行ですね、この部分で「8万円」を「9万円」に改めております。これが最高限度額を80千円から90千円に改める部分の条文の改正でございます。

それから、附則の第2項の部分ですけれども、ここに新たにアンダーラインの部分が加わっておりまして、括弧の中ですね、具体的に言いますと、3行目の「次項から附則第6項までにおいて「公的年金等所得」という。」の部分と、それから、その下の部分「次項から附則第6項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」というのがありますけれども、その部分が変わってきていると。

それから、その下の方に「とあるのは、」というふうになっておりますけれども、これは条文の関係でそこに句読点を入れたというのがあります。これが第2項の改正部分ですね。

それから、その次の第3項部分ですけれども、この3項から6項、それから後段の部分の15項、16項は、今回の改正によりまして新たに追加した部分の項でございます。

まず、第3項でございますけれども、表題の部分にありますように、この3項は平成18年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例ということでございます。

この3項のポイントは、平成16年12月31日現在で65歳以上の者がこの特例の対象になるというのが一つございます。それから、対象者は2項の一番最後の行に「15万円を控除した金額によるものとする」といううたい方がありますがけれども、従来はこの150千円が控除額だったんですけれども、18年度に限り、それに130千円を上乗せすると。合計280千円を控除した残りが国保税の軽減率の判定所得となるということでございます。

それから、4項でございますけれども、この4項は平成19年度分の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例ということでございます。

これは先ほどの18年度分と違う部分は280千円が220千円になったということです。したがって、従来の150千円プラス70千円、19年度は70千円上乗せをして控除額になると。それが国保税の軽減率の判定所得になるということでございます。

それから、5項でございますけれども、5項は平成18年度における所得割額の算定の特例でございまして、所得税法上の年金所得から国保税の課税対象所得は130千円を控除するという規定でございます。

それから、6項が平成19年度分の特例でございまして、これも19年度は所得税法上の年金所得から国保税の課税対象所得は70千円を控除するという規定でございます。

ページを一つめくっていただきまして、16ページから17ページをごらんいただきたいと思います。

改正後の7項から14項までは改正前の3項から10項までの項番号の変更でございます。内容的には変わりございません。項番号だけ改正をいたしております。

それから、18ページに15項と16項がございまして、まず15項は条約適用利子、それから16項は同配当等に係る国保税の課税の特例の規定でございます。規定の内容は、どちらも国保税の所得割の課税対象所得及び軽減率の判定所得に含めるということでございます。従来の所得に加えてこの分を加えるという規定でございます。これは新たに追加した部分でございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました分について1点だけ質問したいと思いますが、御承知のように、介護保険料というのが4月1日から大幅と言っていいでしょうね、値上げがされたわけですね。41%ですか、41%だったと思いますが、県平均が23%というわけですから、本当に驚くような値上げですね。このことでやっぱり市民は悲鳴を上げていますよね。そういう背景がある中で、介護分の増税額が全体で幾らなのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

影響額ということでございますけれども、今、杵藤の電算の方で介護保険税の税額算出のプログラム修正をやっている途中でございまして、正確にはお答えできない部分がございますので、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

まず、国民健康保険——介護だけです。介護の部分は、最高限度額が80千円から90千円に10千円アップになりましたね。その部分が今ところ33世帯、それから、額としては277千円程度ということを考えております。それぐらいの見込みをしております。1世帯に直しますと8,415円程度というふうに考えております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今簡単に1世帯当たり直せば8,415円程度ということですが、今日の出費増の中では大変なものです。これは影響を受ける世帯の数字だったと思いますが、全体的に今回、先ほど私が言いましたように、増税になった分での増税額が幾ら見込まれているのか。今いろいろ調整されているということはおっしゃいましたが、全体的にどれくらい見込まれているのか、お尋ねをします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今回の増税になる部分は、65歳以上の公的年金の所得が所得税法上改正があると。それによって保険税の課税所得がふえるということでございます。65歳未満の分は改正はありません。従来どおりです。したがって、65歳になれば、介護保険でいえば1号被保険者になるわけですね。そいぎ、1号被保険者は介護保険料という形で保険料で取られます。そいけん、国民健康保険税には影響しないということでございます。

以上です。（発言する者あり）年金に限って言えばですよ。（「いえいえ、今回41%の値上げがあったわけです」と呼ぶ者あり）

○議長（小池幸照君）

ちょっとお待ちください。ちょっと整理をします。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私の言い方はわからんですかね。県平均を大幅に上回る介護保険料の値上げが杵藤地区、正式には何ですか——ではあったわけですね。基準額というのが引き上げられたわけでしょう。だから、65歳以上の基準額が金額にして3,600円ぐらいやったですかね、それが5千

幾らの値上げということですが、この全体的な影響額というのがどれだけになるのかと。増税分が幾らになるのかと。それはわかるでしょう。私が言いよっとはおかしかですかね。わからんといかんと思います。大体見込みはできているんじゃないかと思います。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

ちょっと質問の趣旨がよくわからんところがあるとです。介護保険料が上がったのが幾らなのかという問いなのか、国民健康保険税の中の介護保険に係る分が上がったのかと問われているのか、どちらかようわからんのですよ。そこら辺を済みません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

じゃあ、わかりやすくいきましょか。じゃあ、国民健康保険税の中の介護保険料の分がどれだけ見込まれているのか、今回増税される分でね。じゃあ、それはわかりますね。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほど説明したとおりで、国民健康保険税に限っては、この年金の見直しは65歳以上の分が今度所得税法の改正によって課税超過になっているんです。65歳未満は従来どおりなんです。それで、65歳以上の人というのは、介護保険料として、保険税じゃなくて介護保険料で納められるという形になるんですよ。そいけん、国民健康保険税には影響しませんというお答えをしているんです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

税やろうが、料やろうが、納める分は同じわけですよ。言い方が違うだけです。だから、上がった分の——今度上がったわけでしょう。41%も上がったという報道もされて、みんなが冷や冷やしよるわけですよ。だから、その分の総額が幾らに見込まれているのかというのを聞いているんです。いろいろよかですよ、理屈は。とにかくどれくらい私たちがよんにゅう払わんばらんか、みんながびくびくしよるけん、果たしてどれくらいのものなのかというのを私はお尋ねしておりますので、少し単純によございますから。余りあれしないで、大体の見込みをおっしゃってください。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開

○議長（小池幸照君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

当局の答弁を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

それでは、介護保険料の改定があつておりますので、広域圏の資料に基づきましてお答えをさせていただきます。

前期が、介護保険料の総額が5,331,509千円、これが1人当たり、月当たりに直しますと3,634円ということになっておりました。それで、今回改正がありまして、この53億円が7,631,638千円、先ほど言われましたように、1人当たりの月当たりの保険料で言いますと5,123円、41%のアップということでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまの案件については、私は反対ですね。

これは介護給付金、課税額を所得割額、均等割額、平等割額の合算額で80千円を超える場合においては80千円であったものを、90千円を超える場合は90千円とするというような内容になっていると思いますが、先ほども申し上げましたように、今回介護保険料が4月から県内では一番大幅な値上げですね、41%も値上げになったということで、本当に市民の負担増というのはますます大変なものになっております。

先ほど、その前に審議しました案件でも申し上げましたように、やはり確かに上からの制度改正の押しつけであるにしても、このことが市民の負担増にますます大きくのしかかってくるというようなこと、こういう問題があることを私は申し上げまして、反対をしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第29号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第30号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6 議案第30号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

議案第30号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

別冊の平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）で御説明をいたします。

この補正予算（第6号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で市長の専決処分により予算の補正をいたしたものでございます。

今回の補正は、歳入では地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税のうち、特別交付税などにつきまして、譲与額や交付額の確定に伴い増額計上をいたしております。また、県支出金と市債につきましては、補助交付額、あるいは起債許可額が最終確定したことから増額いたしております。

歳出では、市債等の確定に伴う財源組み替えとあわせて、減債基金及び公共施設建設基金への積み立てを行い、後年度の財政需要に備えることといたしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,253千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11,546,275千円といたしております。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及びその金額は、2ページから4ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方債の変更は、5ページの「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

2ページから4ページまでの説明は省略をいたします。

5ページをごらんください。

第2表 地方債補正につきましては、変更分3事業でございまして、いずれも財源対策債の県内配分額が増加したことによる増額でございます。

それでは、補正の内容につきまして、一般会計補正予算（第6号）説明書に基づき御説明を申し上げます。

6 ページと 7 ページの説明は省略いたします。

8 ページをごらんください。

歳入でございますが、自動車重量譲与税につきましては、譲与額の確定に伴い1,509千円を増額いたしております。

9 ページをごらんください。

地方道路譲与税につきましても、譲与額の確定により427千円を増額いたしております。

10ページの利子割交付金は、今日の低金利の状況から交付額も大変低い水準となっており、今回4,221千円減額いたしております。

11ページをごらんください。

このページの配当割交付金と次のページの株式等譲渡所得割交付金は、税制改正によりまして、平成16年度から創設されたものでございますが、収入の性質上、年度ごとの交付額の変動幅が大きい歳入項目でございまして、今回も予算額よりかなり大きな増額となっております。

13ページをごらんください。

地方消費税交付金につきましては、これも確定により20,658千円を増額いたしております。

14ページの自動車取得税交付金につきましては、9,439千円を増額いたしておりますが、販売台数の減少などから前年度対比7.3%の減となっております。

15ページをごらんください。

地方交付税は、このうちの特別交付税につきまして125,052千円を増額いたしております。特別交付税につきましては、地震、風水害、雪害等の自然災害のほか、当該地方公共団体の特別な財政需要に基づき交付されるもので、本年度は特に雪害の需要額が過去最大となっており、また、市町村合併関係経費も多額に上っております。そのような中で、当市の交付額は、去る3月14日交付決定を受け、前年実績対比で10.9%の大幅減となる725,052千円となっております。

16ページの交通安全対策特別交付金につきましては、これも交付額の確定により1,135千円を増額いたしております。

17ページをごらんください。

土木費県補助金では、公共下水道事業交付金が最終確定したことに伴い増額し、公共下水道分の減債基金へ積み立てることといたしております。

18ページの市債でございますが、5 ページで御説明いたしましたとおり、財源対策債の増額確定に伴う補正でございます。

19ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、財産管理費につきましては188,385千円を増額いたしております。これは後年度の財政負担に備え、必要に応じて市債の繰り上げ償還や通常の償還に充

てるため、減債基金への積み立てを行うとともに、今後の公共施設建設の整備改修に備え、公共施設建設基金への積み立てをいたすものでございます。

20ページから22ページまでは市債の増額確定による財源の組み替えでございます。

23ページをごらんください。

予備費につきましては、調整により132千円を減額いたしております。

24ページの地方債の現在高調書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたことで質問したいと思いますが、これは3月議会のときにも私は申し上げたと思いますが、予定より少なくなったにしても、交付税などが後から年度ぎりぎりに入ってくるわけですね。そういう中で、例えば、今回も19ページなんかに積立金として188,385千円、これは今使うんじゃないくて、今後のために貯金をすると思いますが、私は3月でも申し上げましたように、これだけの中からやっぱり今必要な分に幾らかは私はお金をつぎ込んでいただきたいという気がするわけですね。いつも私が例に申しますのが乳幼児医療費の無料制度なんかもそうですが、3月議会でしたか、私は40,000千円が欲しいんですよと言いましたが、これは常時出さんといかんお金だからというようなことで市長からお答えいただいたときもあります。こういう形で年度ぎりぎりに入ってくるわけですから、大体少なくなったにしてもこれくらいのお金に来るということはわかるわけですから、經常予算を組もうとすれば、その立場になれば、子供たちのためにとかいう予算が組めると言うんですよ。そういう取り扱いはどうしてもできないんですかね。どうもその辺が私にはよくわかりません。お答えください。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、当初予算の段階で決算の確定額が確定をしておれば、その時点である程度の新規事業に振り分けることはできるということでございましょうけれども、1年後の予測を予算として行うというところから、なかなかそうはいきたいということであります。

財政といたしましても、以前から松尾議員あたりの御指摘の部分もございましたものですから、当初予算段階では相当担当課の方にも絞った、歳出をある程度決算に近い形で持って

きていただきたい、それから、歳入についてもなるべく年間での見通しとしてかたい数字を持ってきていただきたいと、そういうことでお願いをしながら予算を組んできているということでございます。

ただ、そうなった結果として、最終的に今度の積み立てを見ますと、総予算に対して約2%の積み立てが生じているということ。じゃあ2%が多いのか少ないのかということでございましょうけれども、地方公共団体の公的な経済活動を行う上においては、やはり予算至上主義でございます。予算に計上をして、ある程度確実な収入を見込んで、確実な歳出をはかっていくと。入るをはかり出るを制すというようなことでございますので、どうしても歳入の方を多目に見てしまっただけで、この決算の時期においてマイナスになった場合には、逆に基金を取り崩さなければいけないと、そういったこともございまして、2%内外ぐらいの誤差につきましては、予算の計上主義という観点の上において御了承をいただければと、そのように財政当局としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

予算編成、執行、その中で執行部が本当に努力されているというのはわかりますよ。わかりますが、本当いつも年度ぎりぎりでこういう形で入ってくるわけですから、その割合は多かれ少なかれあると思うんですよ。だから、それが多いか少ないじゃなくて、やる気があるかないかだと思うんですよ。私はそう言いたいんです。毎年、年度末にはこういう形で入ってくるわけですからね。

だから、私はぜひそういうの見込みながら、今本当にやらんといかんこと、それは後までとっておいて、あと必要なときということはあるでしょう。もしもだめなときは基金を崩すことだってあるでしょう。しかし、やっぱり今の子供たちに、今の市民に何が必要かという、そのことをもう少し考えて予算の運用計画をしていただきたいということで、もう答弁は要りません。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 専決処分事項の承認について（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第6号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第30号は提案のとおり承認されました。

日程第7 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（小池幸照君）

日程第7. 鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

本件は、鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約第7条の規定により、組合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約第7条に規定する組合議会議員に中村雄一郎君、北原慎也君、寺山富子君、松尾征子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中村雄一郎君、北原慎也君、寺山富子君、松尾征子君を鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました中村雄一郎君、北原慎也君、寺山富子君、松尾征子君が鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されました。

本席から中村雄一郎君、北原慎也君、寺山富子君、松尾征子君に鹿島・藤津地区衛生施設組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

これもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これにて今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長

小 池 幸 照

会議録署名議員

10番

北 原 慎 也

同 上

11番

寺 山 富 子

同 上

12番

岩 吉 泰 彦